

| | | 協働推進に係る仕組み【現行】 | |
|---------------|----------|--|--|
| | | 協働事業提案制度 | 地域分権制度 |
| 根拠 | | 池田市公益活動促進に関する条例 第15条 | 池田市地域分権の推進に関する条例 第5条 |
| 制度導入の背景 | | 公益活動促進協議会から、条例第19条第1項に基づき、「協働事業提案制度」の創設について、提言を受け、制度が導入された。 | 2006(平成18)年に地方分権改革推進法が制定され、国から地方公共団体へ権限移譲をめざす中、より市民に身近な地域社会やコミュニティを核として、市民が自主的、自立的に街づくりを行うことをめざし、制度が導入された。 |
| 制度導入方法 | | 条例に制定 | 条例に制定 |
| 開始時期 | | 2007(平成19)年度～ | 2007(平成19)年度～ |
| 目的 | | ①多様な市民ニーズを充足し、市民へのサービスの充実を図る。 ②公益活動団体の活動を拡大・強化でき、当該団体の活動の活性化、自立化を図ることが可能となる。 | 市民が自主的・自立的にまちづくりを行える環境整備を行うとともに、暮らしやすく、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を目指す。 |
| 提案が可能となる事業の対象 | | 市が現に実施している事業(今後実施し得る事業を含む。)のうち、市と協働することのできる事業 | 各小学校区において実施する必要がある事業 |
| 提案資格 | | 登録団体 ※地域コミュニティ推進協議会含む | 各小学校区の地域コミュニティ推進協議会 |
| 提案から事業決定までの流れ | 年間スケジュール | 年度内いつでも受け付けており、提案があれば、 ①提案に係る関係部局で審査⇒ ②提案が妥当である場合は、提案団体と協定書を締結⇒ ③提案事業の実施に際し、予算上の措置等を講じる⇒ ④3月に議会で予算審議 | ①10月末までに事業提案書を提出⇒ ②11～12月にヒアリング及び審査実施⇒ ③3月に議会で予算審議⇒ ④4月に事業提案決定通知 |
| | 申請内容 | 事業の目的、内容、実施費用、その他の事項を記載した提案書を提出。 | 事業の目的、内容、実施費用、その他の事項を記載した提案書を提出。 |
| | 審査手続き | 事業提案書を基に関係部局で審査 | 事業提案書を基に市がヒアリング |
| | 審査基準 | ・法令及び条例その他現行制度との整合性 ・実現可能性 ・費用対効果 ・公正及び公平性 | ・法令及び条例その他現行制度との整合性 ・公正及び公平性 |
| 実績 | | ① 2007(H19) 北摂子ども文化協会 ② 2013(H25) トイボックス ③ 2014(H26) 声の図書 の三件 | 2019(令和元)年度実績 提案事業:205事業(内、補助金121事業) 地域提案実績額:85,413,918円(内、補助金41,481,176円) |
| 評価 | | 制度が開始してから13年が経過している中で、実績が少ない。 予算上の措置を前提としていることや実施費用の算定が必要などハードルが高いことが一因かと思われる。 | 自治会加入率が年々減少する中、小学校区ごとに協議会が設立されており、地域からの市に対する意見を直接つなぐツールや地域特性に応じた地域ごとのニーズにきめ細かく対応するツールとして一定の役割を果たしている。 |

| | | 協働推進に係る仕組み【今後】 | |
|---------------|----------|--|--|
| | | 新たな協働事業提案制度 | 地域分権制度 |
| 根拠 | | 池田市公益活動促進に関する条例を改正 | 池田市地域分権の推進に関する条例 第5条 |
| 制度導入の背景 | | 池田市公益活動促進検討委員会により新たな公益活動の在り方が審議された結果、制度の改正を実施した。 | 2006(平成18)年に地方分権改革推進法が制定され、国から地方公共団体へ権限移譲をめざす中、より市民に身近な地域社会やコミュニティを核として、市民が自主的、自立的に街づくりを行うことをめざし、制度が導入された。 |
| 制度導入方法 | | 条例改正 | 条例に制定 |
| 開始時期 | | 2022(令和4)年度～ | 2007(平成19)年度～ |
| 目的 | | 幅広い団体に市との協働提案を認めることで、本市の公益活動促進・協働推進を図る。 | 市民が自主的・自立的にまちづくりを行える環境整備を行うとともに、暮らしやすく、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を目指す。 |
| 提案が可能となる事業の対象 | | 公益的、共益的、私益的団体を問わず、活動において公益的な事業。 | 各小学校区において実施する必要がある事業 |
| 提案資格 | | 公益活動を行う団体(自治会、NPO、企業等) ※地域コミュニティ推進協議会含む 但し、地域分権制度で提案された事業は除く。 | 各小学校区の地域コミュニティ推進協議会 |
| 提案から事業決定までの流れ | 年間スケジュール | 年度内いつでも受付し、提案があれば、 ①提案に係る関係部局で審査⇒ ②協働方法(事業協力・委託など)を検討⇒ ③協働に予算措置が必要か検討⇒ ④必要であれば3月に議会で予算審議 | ①10月末までに事業提案書を提出⇒ ②11～12月にヒアリング及び審査実施⇒ ③3月に議会で予算審議⇒ ④4月に事業提案決定通知 |
| | 申請内容 | 事業の目的、内容など。 ただし、現行の協働事業提案制度より簡易なものとする。 | 事業の目的、内容、実施費用、その他の事項を記載した提案書を提出。 |
| | 審査手続き | 事業提案書を基に関係部局で審査。 又、必要に応じて中間支援組織に聞き取り。 | 事業提案書を基に市がヒアリング |
| | 審査基準 | 現行の協働事業提案制度を踏襲する。 ただし、協働の方法を多岐に渡るため、協働の形態に応じて審査基準や審査内容を検討。 | ・法令及び条例その他現行制度との整合性 ・公正及び公平性 |
| 実績 | | | 2019(令和元)年度実績 提案事業:205事業(内、補助金121事業) 地域提案実績額:85,413,918円(内、補助金41,481,176円) |
| 評価 | | | 自治会加入率が年々減少する中、小学校区ごとに協議会が設立されており、地域からの市に対する意見を直接つなぐツールや地域特性に応じた地域ごとのニーズにきめ細かく対応するツールとして一定の役割を果たしている。 |